

ひょうごブランド商品（ジャム類）審査基準

（適用の範囲）

第1 この基準は、ジャム類に適用する。

（定義）

第2 この基準において、ジャム類とは、

- (1) 果実、野菜又は花卉（以下「果実等」という。）を糖類等とともにゼリー化するようになるまで加熱したもの。
- (2) (1)にゲル化剤、酸味料、香料等を加えたものをいう。

（使用原材料）

第3 使用する果実等は、兵庫県内で生産されたものであること。

（品質）

- 第4 品質の基準は、ジャム類の日本農林規格（昭和63年農林水産省告示第524号）の特級の規格に適合していること。ただし、果実含有率については、標準の規格とし、イチゴジャムは45%以上、花卉ジャムは10%以上であること。
- 2 品質は、県立農林水産技術総合センター又は民間検査機関における審査で、良好な状態のものであることが確認できること。

（保管施設）

第5 原材料、包装資材等の保管施設は、作業場と一定の仕切りをもって独立しているものであって、それらの品質を良好に保持できるものであること。

（任意付加価値表示）

第6 「この製品は、兵庫県産のいちごを使用しています。」等と記載することができる。

（表示禁止事項）

第7 ジャム類の加工食品品質表示基準第5条で規定されている表示禁止事項の他、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語は表示してはならない。

第8 この基準に定めるもののほか、「加工食品（共通）審査基準」の安全性の確保及び安心感の醸成に定める事項を満たしていること。